

公益信託の認可に関する審査基準（案）について

1 公益信託の認可に関する審査基準について

令和8年4月の新公益信託制度開始により、主務官庁制度※が廃止され、公益法人制度と同様に行政庁による認可・監督制が創設される。それに伴い、本県で所管する公益信託に係る認可に関する行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号ロに規定する審査基準を新たに策定するもの。

※公益信託の設立許可、監督、事業報告の受領などを、その事業内容を所管する各省大臣（場合により都道府県知事）が行う制度

2 本県の審査基準の内容

審査基準についての考え方

- (1) 制度の信頼性の確保の観点から、国（内閣府）及び他都道府県との間で認可等に差異が生じないように配慮する必要がある。
- (2) 国においては、公益信託認可等ガイドラインを審査基準とすることとされ、国の技術的助言により、各都道府県についても関係事務の実施については公益信託認可等ガイドラインによることとするように要請されている。

上記のことから、公益信託認可等ガイドラインを本県における審査基準とすることとする。

3 公益信託認可等ガイドラインについて

(1) ガイドラインの役割

法令の意味内容を明確にした方がよいと思われる点、あるいは法令に定められていない点についてそれを補充するものであり、法令とともに審査の基準となるもの（内閣府で作成）。

(2) ガイドラインの内容

法令の解釈にわたる部分のほか、審査にあたっての考え方を示すものも含む。